

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市病院事業財務規程（平成19年市立病院管理規程第20号）第84条の規定により準用する盛岡市行政財産使用料条例（昭和40年条例第9号）第5条	行政財産使用に係る使用料の減免	市立病院事務局総務課

標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。